

# 日置市リサイクルプラザ整備運営事業に関する

## サウンディング型市場調査実施要領

### 1. 本市の考え方

#### (1) 調査の背景・目的

日置市（以下「本市」といいます。）で排出された一般廃棄物は、日置市クリーン・リサイクルセンター（以下「現施設」といいます。）において、燃やせるゴミは焼却処理し、燃やせないゴミ、粗大ゴミ、有害ゴミ、びん、かん、容器包装プラスチック、ペットボトルは選別、圧縮等の中間処理を行い再資源化物として排出しています。古紙類は民間処理業者で選別・保管され、製紙工場等で再生処理されています。□

現施設は、焼却・熔融施設、リサイクルプラザ、最終処分場を備えた一般廃棄物処理施設として平成11年4月の稼働開始から、ごみの減量化と資源リサイクルの推進を図るとともに、施設の点検・整備を行うなど適正管理に努めてきましたが、施設の稼働から既に20年以上が経過し、建屋や機械設備の老朽化により、維持管理の経費が顕著に増大しつつあり、新たな施設整備に向けて具体的な検討を進める時期にきています。□

このような中、本市では、平成24年4月に熔融施設を閉鎖し、また、可燃ごみの焼却についても、令和6年9月から（仮称）南薩地区衛生管理組合新クリーンセンターへ移行することから、焼却施設も閉鎖する予定です。一方、令和4年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、新たにプラスチック製品の資源化を促進し、循環型社会の形成を目指したごみの減量・資源化に向けた取り組みを進めていく必要もあることから、全ての施設について、更新や統廃合など将来の施設整備に向けた検討を行う必要があります。

#### (2) 基本的な考え方

本調査では、本市が継続して廃棄物処理を行わなければならない資源物等の処理について、将来にわたる安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の確保や廃棄物処理に伴う環境負荷の更なる低減、また、増大していく施設の維持管理経費等の支出抑制を基に、今後のリサイクルプラザ施設整備及び運営に向け総合的、計画的に進め処理事業実施につなげていきたいと考えております。□

#### (3) 現状及び課題

##### ア 施設及び設備の老朽化

現施設は、稼働後21年以上が経過し、施設や設備の経年劣化が著しく、維持管理費が増大しています。

現在、維持管理面におきましては、細心の注意を払って点検・整備等を行い予防保全に努めていますが、財政的な制約から必要最低限に絞り込んで修繕を実施しているため、トラブルが生じてから修繕する事後保全での対応となると、想定外の財政支出が生じるほか、トラブルの大きさによっては、当分の間施設稼働を停止せざるを得ない状況に陥る可能性もあります。

##### イ スtockヤード及び選別ラインの不足

今後、プラスチック製品等の資源化を推進していくためには、現在のリサイクルプラザではストックヤードの確保が困難であり、新たにスペースの確保と選別工程設備を整備する必要があります。

##### ウ リサイクルプラザの建設地

現施設は、行政区域外である鹿児島市域に建設されているため、永久的に使用できる保証はなく、事務手続きにおいても随時、協議を諮るなど円滑な運営に支障をきたす可能性があります。□  
一方、本市が行政区域内に、新たな代替となる建設予定地を確保することは困難です。

#### (4) 現在の施設概要及び資源・不燃物収集、再資源化状況等

本市における現在の施設概要及び資源・不燃物収集、再資源化状況等は別紙参考資料のとおりです。

### 2 対話内容 ※当日の対話において、お聞きしたいと考えている事項です。

主に以下の項目について、御回答いただける範囲（一部の項目でも構いません。）で、ご意見・ご

提案をお聞かせください。（事業者自らが事業に関わることを前提に対話を行います。）□  
併せて、当該事業の市場性や運営上の課題等、本市に配慮して欲しいこと等があれば、ご意見をお聞かせください。

また、対話当日は、事前にいただいた対話資料に沿ってご説明をお願いします。

#### 【対話のテーマについて】

- (1) 再資源化又は再資源化に向けた中間処理が可能と考えられる一般廃棄物の品目について
  - ・以下一般廃棄物についての処理内容の可否（複数回答可）  
プラスチック製容器包装、プラスチック製品、ペットボトル、資源物（紙類、布類、ビン類、缶、金属）、家電品、水銀含有廃棄物、不燃ごみ、粗大ごみ、その他
- (2) 再資源化又は再資源化に向けた中間処理方法について
  - ・上記品目の処理方法概要（各品目の処理方法、処理可能量、再資源化の内容 等）
- (3) 処理施設について
  - ・処理に用いると想定される土地や施設について
  - ・処理を実施するにあたり必要となる施設の整備、建設の有無
- (4) 事業を行うことによる発注者側（本市）のメリットについて
- (5) 事業におけるBCP（事業継続計画）についての考え方
- (6) 同時に処理することでより効率的な処理業務となり得る処理品目について
- (7) 事業実施にあたっての契約条件等について
  - ・処理業務を実施するにあたって必要となる契約期間
  - ・処理業務の開始可能時期
- (8) 事業実施にあたっての費用計画等について

### 3. サウンディング手続き

#### (1) 参加事業者説明会及び現地見学会

参加希望の事業者等を対象とした説明会及び現地見学会を随時実施します。

説明会及び現地見学会は事前申込制とします。参加を希望される場合方は申込受付期間内に、参加者の氏名、所属部署名、Eメールアドレス及び電話番号を明記のうえ、参加希望の旨を問い合わせ先Eメールアドレス宛に送信してください。件名は「説明会等参加申込」としてください。

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| ア 申込受付期間 | 令和4年11月7日（金）～11月30日（水）         |
| イ 申込先    | Eメール：seikatsu@city.hioki.lg.jp |
| ウ 実施日時   | 日程調整のうえ、随時実施                   |
| エ 実施場所   | 日置市クリーン・リサイクルセンターまたは指定場所等      |

※説明会の内容は主にサウンディングの実施方法に関することを予定しています。

※見学会の内容は主に現地の土地・建物等の状況確認に関することを予定しています。

#### (2) 対話（1回目）の参加申込

参加を希望する場合は、別添「エントリーシート」（※別紙1）に必要事項を記入し、参加希望の旨を問い合わせ先Eメールアドレス宛に送信してください。件名は「【参加申込】日置市リサイクルプラザ整備運営事業サウンディング（事業者名）」としてください。

- |          |                                |
|----------|--------------------------------|
| ア 申込受付期間 | 令和4年11月7日（月）～12月9日（水）          |
| イ 申込先    | Eメール：seikatsu@city.hioki.lg.jp |

対話希望日は、実施期間内で第3希望まで全て記入してください。対話に出席する人数は、1グループ4名以内としてください。

(3) 参加申込者（1回目）への連絡

対話の実施日時及び場所については、決定次第、申込者へEメールにて連絡いたします。都合によりご希望に添えない場合もありますので、予めご了承ください。

(4) 対話（1回目）の実施

参加申込のあった事業者等との間で、1グループ30分～60分を目安に対話を実施します。

ア 実施期間 令和4年12月1日（木）～令和5年1月20日（金）

イ 実施場所 日時と併せて連絡いたします。

※なお、対話を円滑に進めるため、サウンディング事項についての意見・考え等を記載した事前ヒアリングシートを実施日時の7日前までに提出してください。

(5) 事業実施方針の公表

1回目の対話の結果を踏まえ、日置市リサイクルプラザ整備運営事業実施方針を公表し、事業実施に向けた事業者選定のための対話（2回目）を進めていきます。

(6) 対話（2回目）の参加申込

参加を希望する場合は、別添「エントリーシート」（※別紙1）に必要事項を記入し、参加希望の旨を問い合わせ先Eメールアドレス宛に送信してください。件名は「【参加申込】日置市リサイクルプラザ整備運営事業サウンディング（事業者名）」としてください。

ア 申込受付期間 令和5年2月中旬～（※受付期間は決定次第、市のHPで公表します。）

イ 申込先 Eメール：seikatsu@city.hioki.lg.jp

(7) 参加申込者（2回目）への連絡

対話の実施日時及び場所については、決定次第、申込者へEメールにて連絡いたします。

(8) 対話（2回目）の実施

事業リスト又は個別具体的な案件を示して、参加事業者のアイデアと工夫を含む提案内容を審査するため、事業内容について競争的対話を実施します。

事業実施に向けた事業者の選定方法は、総合評価方式により行います。

ア 実施日 令和5年3月中旬（※実施日は決定次第、参加事業者へお知らせします。）

イ 実施場所 日時と併せて連絡いたします。

#### 4. 留意事項 ※必ずご確認の上、お申込みください。

(1) 参加事業者の取扱い

事業実施する場合、提案において、市に現状を超える財政負担がなく、市民サービス向上、歳出削減に繋がるなどの優秀な提案を行った参加事業者と協議がまとまり次第、随意の契約に移行できるものとします。

(2) 対話の個別実施

対話は、参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に実施します。

(3) 参加に係る費用

対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(4) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアンケート等を実施させ

ていただくことがあります。その際には御協力をお願いします。

(5) 実施結果の公表

本サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。

なお、参加事業者のアイデアやノウハウに配慮し、公表にあたっては事前に参加事業者に内容の確認を行います。

(6) 提出書類の取扱い・著作権等

提出書類の著作権はそれぞれの参加事業者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

また、本調査の結果公表や今後の事業者選定に向けた検討以外の目的で提出書類を使用することはありません。

(7) 参加条件

参加資格者は、次の条件を満たす法人又は法人のグループとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ エントリーシート提出時点で、日置市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱に基づく氏名停止を受けていないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154条）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項から第6号に該当する団体又は団体に属する者でないこと。

オ 市税等を滞納していないこと。

カ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

《お問い合わせ・申し込み先》

日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市市民福祉部市民生活課（担当：瀬戸口）

電話：099-248-9414（課直通） FAX：099-246-5055

Eメール：seikatsu@city.hioki.lg.jp